

引取業  
フロン類回収業  
解体業  
破砕業  
廃業等届出書

年 月 日

福山市長

郵便番号  
届出者 住所

(ふりがな)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第

号で登録を受けた  
許可  
引取業  
フロン類回収業  
解体業  
破砕業

の廃業等について、使用済自動車の再資源化等に関する法律

第48条  
第59条において準用する第48条  
第64条  
第72条において準用する第64条

の規定により、届け出ます。

廃業等の理由	
--------	--

備考

- 1 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 2 届出する者は次のとおり
  - (1) 死亡した場合 その相続人
  - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
  - (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
  - (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
  - (5) その登録に係る(引取業/フロン類回収業)を廃止した場合 (引取業/フロン類回収業)であった個人又は(引取業/フロン類回収業)であった法人を代表する役員

注1 不要な文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。